

住居確保給付金 申請から支給完了までの流れ

申請者の動き

くらしとしごと相談センター・北区の動き

申請書類を入手する

支給対象となるかを確認する

申請書類を提出する

来所による申請の場合、窓口で申請書類をご記入いただきます。必要書類等をご持参のうえご来所ください。

仮審査

申請の可否を審査する

申請可の場合

「入居住宅に関する状況通知書」を発行

申請不可の場合

申請書類をすべて、申請者に返送する

「入居住宅に関する状況通知書」を貸主または管理会社等の不動産媒介業者等に作成してもらう

作成済みの「入居住宅に関する状況通知書」を提出する

月末営業日まで

申請月

本審査

支給の可否と支給額を審査する

支給決定の場合

- 決定通知書にて支給額を通知する。
- 住居確保給付金受給中の状況報告書の送付(同封)

20日頃

支給不可の場合

不支給決定通知書を送付する

住居確保給付金の支給

- 貸主又は不動産媒介業者等に支給額を送金する

月末営業日

1 か月目

住居確保給付金受給中の状況報告書と世帯全員分の収入の証明(給与明細等)を提出する

5日まで厳守

期日までの提出がない場合、支給は中止されます。ご注意ください！

収入要件の確認

収入基準内の場合

2 か月目の給付金を貸主又は不動産業者等に送金する

月末営業日

2 か月目

収入基準オーバー

支給中止の連絡をする

住居確保給付金受給中の状況報告書と世帯全員分の収入の証明(給与明細等)を提出する

5日まで厳守

収入要件の確認

収入基準内の場合

3 か月目の給付金を貸主又は不動産業者等に送金する

月末営業日

3 か月目

収入基準オーバー

支給中止の連絡をする

3か月経過後もなお、生活が困窮する場合は北区くらしとしごと相談センターへ相談してください。